

国富町告示第16号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により下記のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月25日

国富町長 中別府 尚 文



記

- 1 景観計画の名称
国富町景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
国富町全域
- 3 効力の発生する日
令和3年6月1日
- 4 縦覧場所
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4800番地
国富町役場 都市建設課